

川崎市立東柿生小学校PTA規約 **【改正案】**

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は川崎市立東柿生小学校「保護者と教職員の会」PTAという。

※削除し変更

本会は任意加入の社会教育関係団体であり、「東柿生小学校 PTA」と称する(以下、本会という。)

第 2 条 本会は事務局を川崎市立東柿生小学校内におく。

第 2 章 目的及び活動事業 **※活動→事業へ変更**

第 3 条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的をとげるために次の活動**事業**をする。 **※活動→事業に変更**

- ~~1. よい保護者と、よい教職員になるように努める。~~
- ~~2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境、教育環境をよくする。~~
- ~~3. 公教育費を充実することに努める。~~
- ~~4. 国際理解に努める。 **※削除**~~
 1. 会員の教養を高め、会の向上を図るための事業
 2. 児童の生活環境、教育環境の整備充実を図るための事業
 3. その他本会の目的達成に必要な事業
 4. 本会は他の教育団体及び機関と協力するが、本会の運営については他の干渉を受けない。
 5. 本会は学校の管理や人事には干渉しない。 **※追加**

~~第 3 章 方 針 **※削除**~~

~~第 5 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。~~

~~第 6 条 本会は児童の幸福のために活動する、他の教育団体及び機関と協力するが、本会の運営については他の干渉を受けない。~~

~~第 7 条 本会は学校の管理や人事には干渉しない。~~

~~第 8 条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。~~

- ~~1. 児童の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善充実をはかる。~~
- ~~2. 学校教育活動を理解し、学校施設の改善並びに環境の整備に協力する。~~
- ~~3. 学区内における社会教育を向上させるために成人教育を盛んにする。~~

※削除し、第二章の目的及び事業に集約

第 3 章 会 員

~~第 9 条 本会の会員となることのできる者は次の通りである。~~

- ~~1. 東柿生小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わるもの。~~
- ~~2. 東柿生小学校の校長及び教職員。~~
- ~~3. 本会の趣旨に賛同するもの。~~

~~ただし、第 3 項に該当する者の入会は運営委員会が決定する。 **※削除**~~

~~第 10 条 本会の会員は会費を納め、会費は 1 世帯月額 3 0 0 円とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。 **※一部削除し、第 8 条に移動**~~

第5条 本会は川崎市立東柿生小学校児童の保護者及び教職員をもって会員組織することとし、本会へは自由意思で入会し、また退会することができる。 ※追加

第6条 本会への入会希望者は、「入会届」を提出することにより、入会することができる。 ※追加

第7条 本会からの退会希望者は、「退会届」を提出することにより、退会することができる。但し、児童の卒業や転校、または勤務校の異動によって会員資格を失うものは、「退会届」の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。 ※追加

第8条 本会の会員は会費を納める。会費は1世帯月額300円とする。

第9条 本会の会員は川崎市麻生区PTA協議会及び川崎市PTA連絡協議会の会員となる。

第10条 本会の会員は川崎市PTA連絡協議会見舞金給付制度を利用できる。

~~第5章 経 理~~

~~第4章 会 計 ※変更~~

~~第13条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。 ※削除~~

第11条 本会の活動に要する経費は、会費、その他の収入によってまかなう。 ※追加

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

~~第5章 役員及び会計監査 ※削除~~

第13条 本会の役員及び会計監査は次の通りとする。但し、人数についてはこの限りではない。

※取り消し線削除、下線部追加

会 長	1名（保護者）	副会長	3～4名（保護者・教職員）
会 計	1名（保護者）	書 記	2名（保護者・教職員）※3名→2名に変更
特別会計	1名（保護者）	会計監査	2名（保護者）※3名→2名に変更

第14条 役員及び会計監査の任期は1年とする。ただし、留任は妨げない。

役員及び会計監査に欠員を生じた時はこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

※取り消し線削除、下線部第19条に移動

~~役員及び会計監査の補充の方法は細則で決める。 ※削除~~

第15条 役員を選出にあたり、立候補者の不足等により活動が困難となる場合は当年度のPTA活動は縮小または中止とする可能性がある。 ※追加

第16条 役員が活動が困難となり、すべてのPTA活動が中止となった場合には、会費の徴収、およびすべての委員会活動は行わない。 ※追加

~~第16条 役員及び会計監査の選出は次の通り行う。~~

- ~~1. 役員及び会計監査の選出は総会において行う。~~
- ~~2. 役員及び会計監査は、12月末までに構成され発表される。~~
- ~~3. 役員及び会計監査推薦委員会は、候補者を発表する前に候補者の同意を得なければならない。~~
- ~~4. 役員及び会計監査推薦委員会の委員の数と選出方法は細則で決める。 ※削除~~

第17条 役員は、次の方法により選出される。

1. 役員は、会員による立候補者の中から、推薦委員会により全会員の記名の信任投票で選任する。
2. 役員は、全会員の2分の1以上の同意を必要とする。
3. 信任投票の結果は、票数とともに会員に伝えるものとする。 ※追加

第18条 役員及び会計監査の任務は次の通りとする。 ※取り消し線削除

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
3. 会計は金銭の収入支出の記録及び会計監査の承認を得て決算報告を行う。
4. 書記は会議の議事を記録し、本会運営の庶務を司る。
5. 会計監査は年1回監査を行い、その結果を総会において報告し、承認を得る。

第19条 役員に欠員が生じた時には補充し、任期は前任者の残任期間とする。

~~第7章 委員・委員会及び地区の区分~~

第6章 委員会 ※取り消し線変更

~~第18条 本会は下記の通り委員を選出する。~~

- ~~1. 各学年より学年学級委員を選出する。~~
- ~~2. 各地区より地区委員を選出する。地区の区分は細則で決める。~~
- ~~3. 各委員会正副の委員長は各委員会で互選する。 ※削除~~

~~第19条 本会は次の委員会を設ける。~~

- ~~1. 運営委員会は役員、各種委員会の正副委員長、各地区長によって構成され、次の任務を遂行する。~~
 - ~~(1) 各種委員会の意見を総合調整して、年間計画をたてる。~~
 - ~~(2) 計画に基づく諸活動を評価して、収支予算を編成する。~~
 - ~~(3) 各種研修会の開催、教育施設の充実、予算の編成変更、総会の議事日程を立案する。~~
 - ~~(4) 総会に提出する報告書を作成する。~~
 - ~~(5) その他会員より委任された事務を処理する。~~
- ~~2. 常置委員会は全学年委員会、広報委員会、教養委員会、校外委員会の4つを総称したものをいう。~~
- ~~3. 麻生区PTA協議会の成人教育、校外指導、調査広報、各委員会に1名ずつの専門委員及び運営委員を派遣する。~~
- ~~4. 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために常置委員会、臨時委員会、特別委員会をおく。各種委員会、臨時委員会、特別委員会についての必要な事項は、細則で定める。 ※削除~~

第20条 本会は次の委員会を設ける。

1. 運営委員会は役員、各種委員会の代表者(またはその代行者)によって構成され、各種委員会の連絡調整を図り、事業の推進をする。
2. 各種委員会は学年委員会、広報委員会、教養委員会、校外委員会で構成される。但し、所属委員が、活動可能な人数に満たない場合は、この限りではない。
3. 特別委員会を必要に応じて随時設ける。 ※追加

第21条 各種委員会の任務は次の通りとする。

1. 学年委員会:児童が安心・安全な学校生活を送れるよう、学校内での様々なサポートを行う。
2. 広報委員会:PTAの広報誌の編集発行を通じて、情報を提供普及し、会員相互の意思の交流を図る。
3. 教養委員会:会員の教養を高めるための、成人教育活動を行う。
4. 校外委員会:児童の健全な校外生活のための環境を整え、安全を守るための活動を行う。 ※追加

第7章 会議

第22条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときは会長が臨時に招集する。

第23条 総会は会員の五分の一以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。

(委任状含む) ※追加

~~第22条 運営委員会は、毎月一回開くのを原則とする。 ※削除~~

~~第23条 各種委員会、臨時委員会、特別委員会は必要に応じて委員長が招集し、役員は推薦委員会を除く他の委員会に出席する。 ※削除~~

第24条 総会は次の事項を討議する。

1. 規約改廃に関する事。
2. 予算及び決算に関する事。
3. その他、運営上必要と認める事。 ※追加

~~第9章 慶弔規定~~

第8章 弔慰規定 ※変更

~~第24条 本会は慶弔規定を設ける。必要な事項は細則で決める。 ※削除~~

第25条 弔に関する事項

会員または児童、それに準ずる者(過去から現在において PTA 活動に寄与した者)の死亡にあたっては弔慰金を贈る。 ※追加

第26条 以上の弔に関しては協議して決める。 ※追加

~~第10章 細則~~

~~第25条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。~~

~~運営委員会は細則を制定した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。 ※削除~~

第9章 雑則 ※追加

第27条 本規約に基づく細則の制定、改廃は運営委員会が行い総会に報告する。 ※追加

~~第11章 改正~~ ※削除

~~第26条 この規約は総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ、改正することができない。ただし、改正案は総会の開催の少なくとも2週間前に、全会員に知らせておかななくてはならない。 ※削除~~

第10章 個人情報の取扱 ※追加

第28条 本会が、PTA 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」として細則に定め、適正に運用するものとする。 ※追加

第11章 規定外事項 ※追加

第29条 本会則に定めのない事項については、その都度会員への通知をもってこれに対処することとする。ただし、会員へ通知する時間がないなど急を要する案件の判断には、全役員の同意及び学校側の賛同を得てこれに対処することとし、運営委員会にて報告、事後に会員へ通知するものとする。 ※追加

附 則 この規約は昭和28年 4月 1日より実施

昭和45年	5月 8日一部改正。	昭和57年	4月21日一部改正。
昭和46年	4月26日一部改正。	昭和58年	4月20日一部改正。
昭和47年	5月25日一部改正。	昭和59年	4月18日一部改正。
昭和48年	4月27日一部改正。	平成 元年	4月26日一部改正。
昭和49年	4月30日一部改正。	平成 9年	4月23日一部改正。
昭和50年	4月26日一部改正。	平成14年	4月24日一部改正。
昭和51年	4月28日一部改正。	平成16年	4月21日一部改正。
昭和53年	5月 9日一部改正。	平成17年	4月20日一部改正。
昭和55年	4月23日一部改正。	平成28年	12月15日一部改正。
		令和 5年	11月13日一部改正。

~~川崎市立東柿生小学校PTA規約細則~~※削除

~~第 1 章 役員・会計監査・委員・地区長の選出~~

~~第 1 条 役員及び会計監査推薦委員は、つぎの 13～14 名をもって構成する。~~

- ~~1. 保護者の中から、各地区より 1 名（計 5 名）、学年学級委員の中から各 1 名（計 6 名）、役員の中から 1～2 名の役員及び会計監査推薦委員を選出する。~~
- ~~2. 教職員の中から 1 名の役員及び会計監査推薦委員を選出する。~~

~~第 2 条 役員及び会計監査推薦委員は、役員及び会計監査の候補者になることができない。~~

~~第 3 条 役員及び会計監査推薦委員長並びに副委員長各 1 名は、第 1 条によって選出された委員の中より互選する。~~

~~第 4 条 役員及び会計監査推薦委員会の委員は、その任務の終了したときに解任される。~~

~~第 5 条 委員及び委員長は次の通り選出される。~~

- ~~1. 地区は、下麻生 A、下麻生 B、王禅寺・早野、麻生台団地、上麻生の 5 地区とする。~~
- ~~2. 各地区より地区長 1 名及び校外委員を選出する。~~
- ~~3. 校外委員会の委員長、同副委員長は、各地区長の申より互選する。~~
- ~~4. 校外委員会は、「こども 110 番」実行委員と地域教育会議担当委員を選出する。~~
- ~~5. 各委員会の正副委員長は各委員会で互選する。~~
- ~~6. 各学年委員長は、各学年委員の中から 1 名選出する。~~
- ~~7. 各学年委員長が全学年正副委員長を互選する。~~
- ~~8. 学年・広報・教養各委員会は選出された各々の委員で構成され、正副委員長は各委員会の中より互選する。~~
- ~~9. 広報・教養、校外委員長は、麻生区 P T A 協議会派遣専門委員を兼務する。~~

~~第 6 条 会長に欠員を生じたときは副会長がこれを代行、または補充する。~~

~~※第 1 条～第 6 条取り消し線削除~~

~~第 7 条 役員並びに会計監査に欠員が生じたときは、運営委員会の承認を得て補充または代行し、任期は前任者の残任期間とする。~~

~~※削除し、規約第 5 章 役員 第 19 条に集約~~

~~第 2 章 常置委員会及び臨時委員会~~※削除

~~第 8 条 学年学級委員会~~

- ~~1. 各学年学級委員会は、各学年より選出された委員と担任で構成され、その学年によって必要な学習や実践活動をする。~~
- ~~2. 全学年委員会は各学年委員により構成され、各学年との連携を緊密にし、連絡調整をはかり、共通した事項を協議する。~~
- ~~3. 保健体育の振興、学校社会等の見学、関係機関との協力。~~
- ~~4. 会員相互の親睦をはかる。~~
- ~~5. 学校給食が十分な効力をあげるように協力し、ひいては各家庭の食生活の改善をはかる。~~

~~第 9 条 広報委員会~~

- ~~1. 会報の発行、資料配布、アンケートの実施、会の運営活動状況の調査報告。~~

~~第 10 条 教養委員会~~

- ~~1. 会員は一層よい保護者、よい教職員になるよう互いに磨き合う。~~
- ~~2. 会員相互の交流、共同学習の推進。~~
- ~~3. 一般児童の福利厚生をはかる。~~

~~第11条 校外委員会~~

- ~~1. 児童の家庭生活、社会生活並びに児童相互の自主的集団生活の指導をする。~~
- ~~2. 交通対策、特殊な事情にある児童の援助指導に努める。~~
- ~~3. 教育条件を整備し充実をはかり、正常なる教育活動ができるように環境整備に協力する。~~

※第8条～第11条削除し、規約 第6章 委員会に集約

~~第12条 臨時委員会、特別委員会は選出された各々の委員で構成され、正副委員長は各委員会の申より互選する。~~

~~第13条 臨時委員会、特別委員会は必要に応じて設置され、選出された委員がその任にあたり、任務を終了したときに解散する。~~

~~第14条 校長は学校管理並びに教育上、役員会、運営委員会、各種委員会または臨時委員会、特別委員会に出席して意見を述べることができる。~~

~~第15条 この細則は運営委員会において構成員の三分の二以上の賛成がなければ、改正することができない。~~ ※第12条から第15条削除

~~第3章 慶弔規定~~ ※削除

~~第16条 慶に関する事項~~

- ~~1. 会員として児童の幸福のために尽瘁して篤行あつく、他の模範となる者及びPTAの使命遂行につくし、教育の発展に貢献し、その功績顕著なる者。その他表彰に価すると認める業績または行為のあった者。~~
- ~~2. 方法は感謝状と記念品を贈呈して行う。~~
- ~~3. 表彰の時期は年次総会にて行う。ただし、事情によって臨時にこれを行うことができる。~~ ※削除

~~第17条 弔に関する事項~~

~~会員またはそれに準ずる者（過去から現在においてPTA活動に寄与した者）の死亡にあたっては弔慰金を贈る。~~

~~第18条 以上の慶弔に関しては協議して決める。~~

※削除し、規約 第8章 弔慰規定に集約

附 則 この細則は昭和43年 4月27日より実施

昭和46年	4月26日一部改正。	平成 元年	4月26日一部改正。
昭和47年	5月25日一部改正。	平成 3年	4月24日一部改正。
昭和48年	4月27日一部改正。	平成14年	4月24日一部改正。
昭和49年	4月30日一部改正。	平成16年	4月21日一部改正。
昭和50年	4月26日一部改正。	平成17年	4月20日一部改正。
昭和51年	4月28日一部改正。	平成17年	6月 7日一部改正。
昭和55年	4月23日一部改正。	平成25年	2月19日一部改正。
昭和58年	4月20日一部改正。	平成28年	12月15日一部改正。

令和 5年11月13日廃止。

※本細則は一部規約に集約し、廃止とする。